

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令(案)」等に関する意見

[提出者名]	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
[意見]	
<p>【該当する施行令案】 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方(案)」 (別紙 5)</p> <p>【該当する項目】 第 2-2(2)エ(ア)通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額</p> <p>【該当するページ】 34 頁</p> <p>【意見内容】 本案では、「(1)従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い報酬の額」を、「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額」として取り扱うこととされている。しかしながら、例えば当該給付に係る主なコスト(原材料価格、エネルギーコスト等)が大きく下落し、給付に係るコストの下落が報酬にも反映される場合など、合理的な理由に基づいて安く変更されることもあるのであるから、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し合理的理由なく著しく低く設定された報酬の額」などと修正すべきである。</p> <p>また、本案では、「(2)当該給付に係る主なコスト(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた報酬の額」を、「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額」として取り扱うこととしている。</p> <p>しかしながら、仮に従前の対価が特定受託事業者の給付に対する対価として割高であった場合に、最低賃金の上昇率等の公表資料に基づき、当該対価をさらに引き上げないと、「通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額」として取り扱われることは、不当であると考えられる。</p> <p>また、市況の変化とそれを踏まえた価格の改訂には一定程度の時間差があることも認識されるべきである。</p>	